

○経済産業省告示第二百六十三号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定め、平成二十九年十一月二十二日から施行する。

なお、平成十四年経済産業省告示第四百三十九号（輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づき別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの）は、平成二十九年十一月二十一日限り、廃止する。

平成二十九年十一月二十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

輸出貿易管理令（以下「令」という。）第四条第二項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げるものとする。

一 令別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物であつて、平成十四年十一月五日にインターラーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域においてキンバリー・プロセス証明書（当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類をいう。）が発行されたものであり、かつ、その容器若しくは包装が開いていな

いものであって、その容器若しくは包装に開かれた跡がないもの

二 令別表第二の三五の二の項（一）に掲げる貨物であつて、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約第八条又は第九条2の規定に基づき我が国が通報を行ったものであり、かつ、当該通報を受けた地域を仕向地とするもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物については、同法第十条第二項（同法第十五条の四の七第一項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合に限る。）